

令和2年度第1回 東大和市立図書館協議会 概要録

会議名 令和2年度第1回 東大和市立図書館協議会
開催日時 令和2年7月17日（金）午後3時～4時50分
開催場所 東大和市中心図書館 2階視聴覚室
出席者 （委員）関委員、住吉委員、村松委員、六馬委員、荒川委員、川崎委員、岡崎委員、島委員
（欠席者）上田委員、佐々木委員
（事務局）小俣（社会教育部長）、當摩（中央図書館長）、内野（管理係長）、西尾（主査（計画担当））、柳原（事業係長）、永井（桜が丘図書館長）、浴（清原図書館長）

会議の公開・非公開の別 公開 傍聴者数 3人

会議次第 1. 開会

2. 議題

（1）令和2年度事業について

（2）その他

①新型コロナウイルス感染症感染拡大防止への対応について

②地区図書館への指定管理者制度導入の準備について

③中央図書館外壁等改修工事について

配布資料

- ・ 次第
- ・ 図書館の重点目標（令和2年度）
- ・ 図書館事業計画

1. 開会前

【委嘱状の交付】

2. 委員自己紹介

3. 社会教育部長あいさつ

4. 会長・副会長の選出

委員の互選により、会長に上田委員、副会長に荒川進委員が選出される。

5. 職員自己紹介

6. 開会

副会長：令和2年度第1回東大和市立図書館協議会を始めさせていただきます。会議を行います。本日は傍聴者があります。会議は、東大和市情報公開条例第30条の規定により、原則公開となっておりますので、これを許可いたします。

7. 議題

（1）令和2年度事業について

副会長： それでは、次第の7「議題」に入ります。本日の議題は2件あります。はじめに議題（1）「令和2年度事業について」の説明をお願いします。

事務局： それでは、議題（1）「令和2年度事業について」のご説明をいたします。今年度の図書館の重点目標につきまして、私から説明をさせていただき、そのあとの図書館事業計画につきましては、各係長から順に説明をさせていただきます。

まず、図書館の重点目標についてですが、資料1の1ページになります。1の資料の収集につきましては、「高度化し、多様化する市民要望に応えるため、効率的な資料（図書、雑誌、CD等）の収集に努める」としております。

資料費につきましては、令和2年度は3館の合計で、3,467万1千円となっております。前年度に比べて、3万2千円の増額で、率にして0.1%の増となっております。理由は、桜が丘図書館での雑誌の購入について、値上がり分を考慮して増額したものです。しかし、その分事務用の消耗品費を減らしていますので、全体の予算額が増えているということではありません。

続きまして、2のサービス活動の充実についてであります。アとしまして、「中央図書館では、週3回、水、木、金曜日に実施している午後7時までの夜間開館を継続し、利用者の利便性を図る」としてあります。こちらは引き続きの内容となっております。

次に、イの「図書館見学会・おはなし会等の児童サービスを充実し、子ども達に本を読む楽しさと大切さを知ってもらおう」につきましては、今年度は新型コロナウイルス感染症の感染予防の関係もありまして、実施できておりません。8月から再開する準備はしていますが、それも黄色信号かなと考えています。毎年実施している小学3年生を対象とした施設見学会もほぼ中止となっております。ただし7月下旬に、1校だけ見学会の予定が入っているという状況です。

それからウの「図書館利用に障がいのある市民へのサービスを充実し、快適に図書館を利用できるよう努める」につきましては、いわゆる障害者差別解消法ですとか、読書バリアフリー法の趣旨に基づきまして、これまでどおり視覚に障がいのある方などに、サピエ図書館を利用したサービスの提供をして行くほか、デジ書や大活字本の活用にも努めたいと考えております。

続きまして、エの「地域文庫、学校、その他関連機関との連携および市民との協働を推し進め、図書館事業の活性化に努める」につきましても、新型コロナウイルス感染症により、事業の実施等にかかなり影響を受けている状況です。今後は感染拡大に注意しながら、可能な限り事業の実施に努めてまい

りたいと考えております。

それからですが、「市民の要望に応じた的確な資料提供ができるように、リクエストサービスやレファレンスサービスの充実を図る」につきましては、継続のものとなりますが、限られた予算ではありますが、皆さまからの要望にお応えできるよう、リクエストされた本を探し、できるだけ速やかに提供できるように努めてまいります。

続きまして、大きな3番になります。「市内全域サービス網の整備」についてですが、こちらは移動図書館のみずうみ号が毎週水曜日に隔週で巡回サポートをしております。ただし、みずうみ号も平成元年の車両登録ということで、今後どのようなサービスを展開して行けるかが大きな課題となっております。

次に、大きな4番になります。「PRの充実について」であります。昨年10月に図書館システムを更新いたしまして、ホームページ等もリニューアルをいたしました。しばらくの間は、市民の方から今までと使い勝手が違うということで、お問い合わせなどもいただいておりますが、最近は少し落ち着いてきたように思います。

次に5番の「子どもの読書環境の充実」につきましては、令和2年度は「第二次東大和市子ども読書活動推進計画」の3年目になります。この計画の進行管理として、各施設に実績調査を行うとともに、関係機関との情報共有などに努めてまいります。

最後になりますが、その他として「地区図書館における指定管理者制度の導入についての事務を進めていく」としております。こちらにつきましては、平成28年10月から、具体的な検討をしておりますが、昨年度末に、検討結果につきまして結論を出させていただきました。その結果に基づき、令和2年度につきましては、さらに制度導入の準備を進めていくことになりましたので、重点目標ということで、挙げさせていただきます。

2ページは図書館の事業計画となっております。こちらは、各係から説明をさせていただきます。まず事業係から、説明をさせていただきます。

副会長： お願いします。

事務局： それでは、図書館事業計画の1番、中央図書館をご覧ください。イベント関係につきましては、ウイルスの感染拡大の状況も見まして、一部縮小したり、継続できていないところもありますが、これらも含めてご説明させていただきます。

まず資料購入ですが、中央図書館に関しては、図書1万冊、新聞19紙、雑誌150タイトル、CD290タイトルを目安に購入しようと考えております。

図書館見学会は例年ですと、今頃沢山来ていただいているのですけれども、4月から7月上旬にかけて、小学校3年生の社会科の授業に、「市内の施設を知ろう」というものがあり、中央図書館に来てもらい、図書館の中を案内して、実際に図書利用カードを作り、本を借りて帰ってもらうというイベントをしていました。今回の状況では、学校のほうでも外に出るのが難しいということもあって行っておりませんでした。ただし、個別にご相談はいただいておりますので、来週1校だけいらっしゃいます。その場合も、以前ですと3クラスとかまとめて来ていましたが、クラスごとに分かれて来ていただいて、さらにそのクラスを半分に分けて、説明と案内を交互にするような形で、工夫して行いたいと考えております。例年ですと、秋以降に幼稚園や保育園の年長クラスが図書館に来て、やはり見学をして本を借りるという体験をしてもらっておりますので、なんとか秋以降はそういうことができるような状況になれば良いと考えております。また小学校につきましても、学校のほうで状況が変われば、秋以降でも受け入れをしたいと考えています。

次におはなし会ですが、地域文庫やおはなしの勉強をしているグループの方にご協力をいただいて、中央図書館では毎月第1・3金曜日を4歳から小学1年生の小さい子のクラス、第2・4土曜日を小学2年生以上の大きい子のクラスということで実施しております。こちらも4月以降実施をしておりますので、8月から感染防止対策をとり実施したいと考えていたのですが、今の状況ではどうなるか、まだ検討しているところです。

わらべうたのおはなし会は、中央図書館では各学期に1回程度行い3年目になりました。こちらも今の状況では開催ができておりませんで、特にわらべうたの場合は、親子で触れ合いながら声を出すというのがメインなので、どういう形でできるのかを検討していきたいと思っております。

次の出前おはなし会ですが、小学校だけとは限りませんが、依頼があった場合に、中央図書館から職員が出向きまして、ストーリーテリング、本の読み聞かせ、ブックトークなど、各学校の要望に合わせた形で行っています。多くは読書旬間とか読書週間の時にさせていただいています。

次のビブリオバトルですが、特に中学校では、校内で行われていると聞いておりますが、おすすめの本を紹介し合う知的書評合戦を例年開催しています。秋ごろに1回行っていたのですが、こちらも開催については状況を見ながら考えたいと思っております。

次の講演会ですが、図書館サービスの内容を知ってもらうために、例年1回実施することにしております。

次のブックスタートですが、こちらは市の健康課で実施している事業で、3～4か月児健康診査の際に、ブックスタートパックという、赤ちゃん向け

の絵本を2冊と、図書館からのおすすめの資料なども含めて、図書館職員が一人一人に読み聞かせをしながら渡していました。今年度は、この状況なので、直接対面で行うのは難しいということで、絵本と図書館からのおすすめの本のリストと、赤ちゃん向けのパンフレットとを、保健センターの職員が健診に来た親子に渡してくれています。

次の図書展ですが、環境を考える図書展、非核・平和図書展、男女共同参画図書展、自殺予防図書展を市や都の指定月間に合わせて行っており、中央、桜が丘、清原3館合同で行っているものです。それ以外には各館で独自のテーマを設定しまして、その時々季節に合わせたものとか、亡くなられた方の追悼の展示などをしております。

次に不用資料の市民等への配布ですが、除籍した資料、図書や雑誌について、まず希望する市内公的施設にお配りしたあとに、市民の方にも無償で配布しております。

次の障害者サービスですが、東大和音訳グループと点訳サークルたんぼぼにお願いして、録音図書、点字図書、録音雑誌やプライベート図書なども含めて、通常の方法では図書資料が利用できない方のために資料を作成したり、対面朗読をしたりという形で、行っております。また資料の宅配も、月に1回だけですが、実施しております。

ボランティア育成として、音訳者講習会、本の読み聞かせ講習会なども開催して、ボランティアを養成し、育てて行くこともしております。

次に資料のリクエストですが、カウンター以外にも図書館ホームページや館内利用者端末も含めて、利用者からの要望に迅速に応えるように努めております。

次に図書館への声ですが、1階の入口を入ったところに、利用者の方が無記名でも書けるような用紙とポストを用意しまして、なかなか直接言えないということでも、そちらの紙を経由して図書館へのご意見をいただいております。

ヤングアダルトサービスは、いわゆるティーンエイジャー、中高生くらいの年代の方に図書館を利用していただきたいということで、その年代に合わせた本のコーナーを設けて、利用の促進を図っております。

最後に図書館報についてですが、図書館だよりを目標としては年に3回、即時性ということではホームページのほうがずっと早いのですが、読み物としても、広告としてもためになるものということで、発行する予定でおります。以上になります。

副会長： ありがとうございます。どうぞ。

事務局： それでは、桜が丘図書館の事業計画についてご説明をいたします。資料を

1枚おめくりいただき、2番の桜が丘図書館をご覧ください。まず、資料購入につきましては、図書2,500冊、新聞5紙、雑誌78タイトルを購入する予定であります。

次のおはなし会は、令和2年度から、4歳以上のストーリーテリングと絵本の読み聞かせを第1・3水曜日に日程を変更しました。しかし、今小学生もかなり遅い時間まで授業を行っているので、早い時間に終わる水曜日に時間を合わせて開催を計画していましたが、今般の新型コロナウイルスの関係で、4月から7月まで開催できない状況であります。8月からは、感染防止対策を十分行ったうえで開催していきたいと今準備を進めております。3歳以下の親子を対象にしたわらべうたと絵本の読み聞かせにつきましては、引き続き第2・4金曜日に実施する予定です。

それからその下、図書展、資料のリクエスト、ヤングアダルトサービスにつきましては、中央図書館、清原図書館と同様に引き続き進めていく予定であります。桜が丘図書館の予定につきましては以上です。

副会長： ありがとうございます。

事務局： 続きまして、3番清原図書館をご覧ください。清原図書館につきましては、令和2年度資料購入といたしまして、図書3,000冊、新聞5紙、雑誌75タイトルの購入を予定しております。こちらは昨年度までとほぼ変わらない数となっております。

次に図書館見学であります。こちらは中央図書館には主に小学校3年生が行くことになっておりますが、清原図書館の場合は、ご要望のあった、小学校2年生が、近隣の小学校、昨年度ですと2校から3校いらっしゃって、中央図書館と同様におはなし会を楽しみ、館内を見学し、本を借りて帰るといったような見学会を、ご要望があった場合に対応しております。また、秋口に幼稚園、保育園等の見学会も対応しておりますが、こちらも今般の事情がありますので、ご要望がありましたらよく打ち合わせをして、進めていきたいと考えております。

それからおはなし会につきましては、清原図書館の場合は第2・4水曜日に、4歳以上を対象にしたおはなし会、それから第2・4木曜日には、3歳以下の親子を対象にしたわらべうたと絵本の読み聞かせを、従前どおり行っていきたいと思っておりますが、まだ再開は決まっておりません。

以下、図書展、資料のリクエスト、ヤングアダルトサービスにつきましては、中央図書館、桜が丘図書館同等のサービスを展開していきたいと考えております。以上です。

副会長： ありがとうございます。みずうみ号どうぞ。

事務局： 最後に、4番の移動図書館みずうみ号についてであります。図書館から

遠い地域に、図書館サービスを提供するためにバスを改造した移動図書館車で巡回しております。市内5か所を1週おきに、3か所コース、2か所コースという形で行っています。こちらはサービスを再開しております、例年よりも利用が多いように感じています。以上であります。

副会長： 説明が終わりました。ご質問等ありましたら、お願いいたします。

委員： 新型コロナウイルスの感染拡大で、図書館サービスは大変だなと思っております。他の図書館を見ると、1つは、おはなし会がなかなかできない中で、動画を配信しているところ、これが良いか悪いかについてはいろいろ議論があって、本当は子どもと図書館員が、生の声をとおしておはなし会をすることが一番大事なのだと思うのですけれども、なかなかできない中で、YouTubeを使って、動画の配信、おはなし会の配信などを行っているところがあるのですね。もう1つは、これもいろいろな議論があるのだと思うのですけれども、電子書籍の貸し出しが、やはりなかなか図書館に来づらいという状況の中では、これは電子書籍のことも射程に入れて検討する必要があるのではないかというように思うのですね。3つ目が、今の段階では、人の移動がそれなりにできるようになってきましたけれども、以前だと、図書館にもなかなか行けないという状況の中では、宅配というのでしょうか、アウトリーチサービスというような言い方が図書館にはありますけれども、図書館以外のところに本を持って行くというような、そういうサービスを考えていけないといけないのではないかなと、そのような感じを持っています。今年度の計画自体は、4月以前に立てた計画ですので、こういう事態の中で、年度の途中ですけれども、対応できるところは対応していただければと思っております。個人的な意見ですけれども。

副会長： コロナ対応については、次に説明を受けてからやりますので、それ以外のことだけで、あとでまとめましょう。

事務局： 動画配信の関係ですけれども、東大和でもできないかということで、検討したことはあるのですが、著作権等の問題もあるそうで、この辺のところはもう少し研究させていただければ、コロナにかかわらず、役に立つのかなという認識は持っております。それから2番目の電子書籍の関係ですが、多摩地域では八王子市などに導入されておまして、利用率も7倍くらいに増えていると伺っております。ただし、経常経費がずっとかかっていくようなところもありまして、なかなか導入はできていないのですけれども、他市の導入状況など、あるいは利用状況を今後も研究して行きたいと考えております。それから3点目の、宅配の関係ですが、こちらは三鷹市が確か、取り組んでいたように伺っております。継続して行っているのか短期的に行っていたのかどうかはわからないのですが、そういったサービスがあるということは理

解しておりますので、こちらにもまた時間をかけて検討させていただきたいと思っております。以上です。

副会長： コロナのことと、今年の事業については絡みますから、それは結構ですけども、この次にまとめてやったほうがいいかと思っておりますので、よろしくお願ひします。ほかにありますでしょうか。よろしいですか。それでは、「令和2年度事業について」は終了といたします。続きまして議題の(2)その他の①「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止への対応について」をお願いいたします。

事務局： 「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止への対応について」ということで、本日、配付させていただきました資料をご覧いただきたいと思ひます。まず、取り組みの経緯ですが、当市では、令和2年3月5日から全館休館しております。5月28日から臨時窓口ということで、館の入口のところで予約資料の受け取りを再開しております。また6月4日からは、条件付きで館内へ入っていただくことを始めました。さらに6月24日からは、さらに制限を緩めた形でサービスを提供して、現在に至っております。

2番のところで、主な制限の内容を整理しております。まず、利用時間ですが、6月8日からは、30分程度で用事を済ませていただきたいということで始めました。そして、6月24日からは1時間程度でお願いをしております。それから椅子とテーブルの設置ですが、6月4日以前は全部撤去し、座る席はなしということで始めまして、現在は4割くらい間引いております。その下の新聞・新刊雑誌の関係ですが、6月23日までは閲覧中止にしておりましたが、6月24日からは全て閲覧できるようにしております。それからレファレンス室ですが、6月23日までは利用中止でしたが、現在は利用を再開しております。席の制限は特にしておりません。それから、下から2番目の会議室等ということで、視聴覚室なども含めてですが、6月23日までは利用中止としておりましたが、現在は定員を制限して利用しております。例えば、視聴覚室は27人定員のところを20人、会議室は18人定員のところを11人というような形で、制限しながら利用していただいております。それから利用者端末につきましては、検索用端末とインターネット端末を含めまして、全て利用できない形でしたが、6月24日以降は全て利用できるようにしております。なお、席の間はパーテーションで区切って飛沫感染の防止をしております。

3番のイベント等というところで、おはなし会につきましては、現在も中止してありまして、今8月にできるかどうかを検討中です。それから毎年、小中学校の夏休みですとか、正月休みとか、長期休業期間を利用して会議室を自習室ということで、試行的に開放していたのですが、こちらにつき

ましても、当面の間は中止とさせていただきます。

最後に4、その他についてであります。現在も感染拡大防止のために、引き続き利用者をお願いしている項目があります。それは、マスクの着用と、利用前後の手洗い及び消毒です。玄関のところにもアルコール消毒液があるのですが、本を読んだあとなどはよく手を洗っていただきたいということをお願いしています。それから、少し人との距離を取っていただきたいというお願いをしています。さらに少人数での来館ということで、家族や大勢で来られることもあるのですが、できるだけ少人数でお出でいただきたいということをお願いしています。また、体調不良時の利用の自粛ということで、体調の悪い時は、来館は控えていただきたいということです。掲示板等でアナウンスをしており、現在、3密のような状況になることはありませんが、マスクをして来ない方は、時々いらっしゃいますので、お声を掛けさせていただいて、注意を促しているというような状況です。図書館の対策につきましては、以上です。

副会長： ご説明がありましたけれども、非常にイレギュラーなことで、また状況の変化もあって、それぞれ1回決めればそのとおりのわけにはいきませんので、学校、幼稚園、保育園、その他企業においても大変苦労されているのがおわかりかと思えますけれども、何か図書館の感染防止活動について、これはちょっとどうかということもあろうかと思えますので、お出してください。

委員： 私は大学で授業を担当している関係上、大学における新型コロナウイルスの対策というものを踏まえながら、こちらにも応用できないかということを考えていただいているのですが、大学の授業で学生に論文を書かせたり、あるいは研究発表をさせる時には、紙媒体を要求できない状況でして、大学の図書館も、事前予約をして数名しか入れないということですから、そういう状況であえて図書館に行って調べなければいけないという状況を教員が要請してはいけないということになっております。そうしますとオンライン上で読める論文とか資料のみを使って、研究を進めて論文を書かなければいけないということになりまして、しかし、例えば文学関係の領域ですと、自然科学領域と違いまして、たいそう古い資料が大変重要であったりということがありまして、全てオンラインで読めるわけではない。こういう大変不自由な状況の中で、教育を余儀なくされているということがまず第1点あります。大変不自由だなと思っていたのですけれども、授業のほうもオンラインで、リアルタイム型のオンラインが一番学生の評価が高いので、それを中心に行ってはいるのですが、どうしても対面のような効果を与えることができないということ、少なくとも当初は大変悩んでいたのですけれども、それでも少しずつ改善されてまいりまして、そういったことがほかでもあるのか

どうかということ調べましたところ、都立の日比谷高校では、ほかの学校がオンライン授業を始める前に、もうオンライン授業の準備を周到に進めていて、そしてこうした事態になって、速やかにそちらに切り替えて、そして教員が習熟しているものですから、精度の高い授業を進めることができたということが、どうもあるようであります。そのように考えていきますと、確かに今の状況、対面が何より大切で、図書館も実際に、図書館を訪れて、図書館の紙媒体の資料に触れるということは、何よりも大事なのですけれども、ただ、ポストコロナを考えますと、たとえこのコロナが収束しても、また次の感染症が私たちの社会を襲うかもしれない。たまたまスペイン風邪以降、SARS だとか MARS に日本社会が見舞われなかった、あまり大きな被害を受けなかったために、オンラインを中心とする整備が、大幅に日本社会は遅れてきたのだということを、今回思い知らされました。というようなことを考えますと、今は対面ができないでオンライン授業を行っているのですが、このオンライン授業さえできなかった時のことを想像すると、私は恐ろしくて仕方がない。たまたまオンライン授業ができたから、まだなんとか大学も授業を運営することができているということを考えますと、図書館も、恐らくそういう領域の充実をどうしても考えていかなければいけない。これからも、ひょっとしたら何回か、緊急事態宣言が出されるかもしれないし、閉館する期間が長く余儀なくされるかもしれない。そうした時に対応できるような、今、委員がおっしゃったように、電子書籍の充実、それから、活用の促しというのも大切ですが、同時に、できればですけども、これは試験的にというか予算的に無理だろうと思うのですが、図書館のホームページからアクセスして、自宅でもある程度電子書籍を読めるようなオンラインのサービス、そうしたものを充実させていくことも、紙媒体の図書館機能の充実と維持のほかに、同時に考えていかなければならないのではないかなというように考えたのですが、これは東大和の図書館としては、どのようにお考えなのかということ、できれば伺ってみたいと思うのですが、いかがでしょうか。

副会長： 事務局いいですか。はいどうぞ。

事務局： 東大和の図書館は、既存のシステムでは電子書籍の導入が難しいような状況ですので、なかなかオンラインで皆様にサービスを提供するというのは難しいのかなと思っています。独自にできる電子書籍化と言いましょうか、市が抱えている地域資料などにつきましては、著作権の問題なども特に発生する部分は少ないと思いますので、それを電子化して提供するというようなことは、少ない情報量であればできるのかなと思うのですが、取り組めるような状況ではないのです。可能性としてはその辺からかなと思います。ただし、

通信の容量がありますので、大きな容量を使いますと、費用も検討しなければいけないので、こういう財政状況の中で、どのくらいの工夫ができるのが課題と考えております。以上です。

副会長： 委員、よろしいですか。

委員： はい、ありがとうございます。

副会長： 電子書籍というレベルまで行く前に、お金、紙幣もあまり触らない、コインもお皿の上に置いて渡す、そういう時代のようにすけれども、図書館としてカードとか、本を直接接触とか、何かそのレベルでの対策はどのようなことがなされていますか。

事務局： 現状につきましては、実際に書架にある本を、来館者が取られたら、それを別のところに置いて一旦消毒できれば良いのですが、実際にはそのまま書架へ戻されているというのが実態です。本の表面だけはなんとか拭くことは可能なのですけれども、中まではできませんので、そここのところはどこの図書館も苦勞していると思います。図書館によっては、一回返却された資料を、3日間そのままにすればウイルスはなくなるということもあって、3日間くらい置いて書架へ戻すということをしているところもあるようですが、スペース的な問題もありますので、難しい状況です。ご質問の答えになっているかわからないのですけれども、なかなか本の扱いの中では、手に触れないでというのは難しいのかなと。自動貸出し機を使っている図書館でも、どこまで徹底できているのかはわからないのですが。考えられるところはそのくらいかなと思います。以上です。

事務局： 桜が丘図書館での対応ですが、返却された本については、次亜塩素酸ナトリウムを希釈したもので拭いて、それを書架へ戻すということと、あと来館された方にも、書架にあった本を直接書架へ戻さないで、何か所か館内に箱を置いて、ここに入れてください、書架に戻さないでここに入れてくださいということで、職員が回収してそれをまた拭いて戻すという作業をしております。あと利用カードにつきましては、今のところはトレイというか、お菓子の缶の蓋を代用しまして、ここにカードを置いてくださいという形で、それで直接職員が触らないように、受け渡しを行っています。以上です。

副会長： ありがとうございます。ほかにあるでしょうか。学校との連携、やり取りなども、だいぶ制約されるかと思うのですけれども、学校から何かありますでしょうか。

委員： 小学校なのですが、3年生の見学については、実は、今週と来週をお願いをしようとしていたのですけれども、梅雨が明けて夏になったら、急に温度が上昇して、熱中症のリスクがあるだろうということで、取りやめさせていただいて、昨日担任が取材をさせていただいて、それを基に授業を組み立て

ようという形で、関わらせていただいた部分があります。

実は学校も同じような事情を抱えていて、東大和市では、GIGA スクール構想ということで、全小中学校の児童・生徒に、1人1台ずつ端末、パソコンを配布する予算を確保したということで、できたら今年度中に1人1台ずつ端末を配れるようにということで、市のほうで進めています。それが実現すると、教科書が紙であることが本当に必要なのか、ということに今度は話がいくのかなと思います。そうなった時に、本は読ませたいのですね。小学校に上がってくる前に、活字に全く触れていないお子さんというのが、少しずつひょっとしたら増えているのかもしれない。子育ての中で、スマホを子どもに与えることによって、時間を過ごさせているような保護者の方も、ちらほらと出てきている。学校に来て初めて活字に触れるというような子も、ちょっとずつ増えてきているのかもしれないなと思っています。だから活字に触れさせることはものすごく大事だし、図書館の役割というのはとても大きいなということを思っているのですけれども、一方でコロナのこと、あるいは世の中の流れの中で、紙媒体に触れるということが今後少なくなっていくかもしれないなということを考えた時に、例えば早く終わった子は、図書館のホームページに行って、そこに絵本の自由に見られるようなものがあるから、それを見て、早く終わった子は待ちましようとかいうようなことに、近いうちになるかもしれないと思っています。ですので、図書館のほうでいくつかの絵本の、ここを押せば絵本が見られるというようなものを作っただけだと、それぞれの小学校で活用できるかなと思っていますので、著作権の問題等多分いろいろあるとは思っているのですけれども、そんなことが実現すると良いなと思っています。以上です。

副会長： 中学校では、何か。

委員： 中学校は、学校図書館を主に活用しておりますけれども、現在はコロナ対応ということで、入館前と入館後に手洗いをきちんとしましょうと、一応消毒薬を置いてありますけれども、一番こまめに洗うということを奨励して行っています。同じように、以前より椅子の数を減らして対応している、そういう状況です。調べ学習で、主に図書館を活用することになると思うのですが、あとは今日、市から図書館活用の取り組みの発表というのが来ていましたけれども、こういう状況の中で、例年どおりのその取り組みというのはどうなのだろうというのは、ちょっと心配しています。調べ学習も、正直今、先ほどお話があったように GIGA スクール構想での、最近図書館とパソコン室が並んで融合して、なんていう造りの学校もあるのですけれども、1台タブレットが来れば、今度は図書館にタブレットを持って行って、両方利用しながら、紙ベースのものと、デジタルデータを両方活用してやれるのかなと。

紙の文化というのは、なかなか日本ではなくならないのではないかなと思っていますが、なにせ本屋さんで本を買うとなると、昔の倍くらい文庫でもしますので、消費者が買わなくなった分だけ高くなっているということで、これから図書館の利用というのは、さらにされて行くのではないかなと思う部分と、やはりそういうふうに紹介して行かなくてはいけないのだろうなという部分があります。

副会長： 消毒薬は入り口だけですか。

事務局： 今は入り口のところだけなのですが、館の柱のところに手洗いをお願いしますというポスターを貼ってあるのですが、その下にも置いておきたいと思っています。そこには新聞ですとか、雑誌を閲覧する場所があるのですね。その都度消毒もできないので、新聞、雑誌を閲覧される方はこまめに消毒していただきたいという趣旨で、そこには、消毒液を置きたいと思っています。あと余裕があればレファレンス室の前にも置けたらなと考えています。それから部屋の貸出しの時は、ペーパータオルと手袋と、次亜塩素酸ナトリウムのボトルをセットでお貸ししまして、部屋の利用後は、それぞれのグループで拭いていただくことで対応しています。以上です。

副会長： 啓発活動としては、そうお金がかかるものでもないようですので、できるだけ随所に置くのが良いのではないのでしょうかね。中学校の現場から何かありますか。

委員： そうですね。学校の行事もいろいろ中止になってしまったりしているので、中学校の調べ学習で、今まで修学旅行ですとか職場体験の資料なんか、図書館のほうに依頼して、団体貸出しをしてもらっていたのですが、今年はそういった行事も中止になってしまったので、そういうことができないのが残念なのですが、もし今、学校から団体で貸出しをお願いしても、例年とお借りられるのかとか、あと返す時はちゃんとこちらで一度拭いてお返ししたほうが良いのかとか、その辺を教えていただけると助かります。

副会長： はいどうぞ。

事務局： 学校からの団体貸出しの申込みですが、例年どおり申し込んでいただいで大丈夫です。すでに申し込んでいただいている学校もあります。返却についてですが、こちらのほうでも、返ってきたものは全部消毒をしてから棚に戻すようにしていますので、一応そういう対策をこちらでも取っております。

委員： はい、ありがとうございます。

副会長： 高校ではいかがですか。

委員： 東大和の中央図書館とは、東大和高校は隣なので、生徒の図書委員が、自分たちが本の紹介をするポップなんかを作って、それを飾らせていただいたりして、逆に中央図書館のヤングアダルトサービスで作られたパンフレット

を、高校のほうへ配るといふ交流をしているわけなのですけれども、今年に関しては、ようやく7月から全校生徒が通うようになって、それまでは分散で、交代で登校するような状況が続いていましたので、高校はどこでもそうだと思うのですけれども。そうしますとようやく7月になって、誰が図書委員だなんていう話になり、やっと始まったばかり、今4月という感じなのです。それぞれ勉強は続けていたと思うけれども、学校自体はそのような動き方になっていて、まだ例年のような活動が全然できていないような様子があります。8月の第1週まで授業を行っています。そこから2週間ほどの夏休みというような、今までにない状況で、高校のほうでも長い夏休みの期間に、読書をしようというような取り組みをしてきたのですけれども、2週間しかないものですから、今年はどうしようというのが、今、教員の間で話しているところで、短い期間の中で課題図書を作って読むということにあたっては、もしかしたら地元の図書館の蔵書も使わせていただくことがあるかもしれませんが、そのような検討をしているところです。以上です。

副会長： それでは、新しいメンバーとして一言。

委員： 私など普通の主婦なので、つい普通に使う。例えば、図書館を改めて見ると、これだけいろいろ事業計画を出していただいで、今までもよく行っていらしたなと思います。例えば、孫がわらべうたをずっとお休みで残念だとか、娘も言っておりますし、例えば、私の音訳グループというのは、視覚障害者の方に、全部声に訳して、それを録音して、それをお渡しするというボランティアグループなのですけれども、それに関してみると、よく音訳講習会を行っていただいているし、本当に図書館はありがたいなと改めて思っています。それで、その上に、今のコロナの関係で消毒のことも、いろいろお気遣いいただいたりして大変だと思ってるのですけれども、例えば、他市の図書館も利用させてもらっているのですけれども、紫外線で菌を殺すのとかがあるのですけれども、導入はされていないのですか。

事務局： 今、ちょうど交渉しているところですが、何とか東大和も導入できないかということで、同様なもので、これを各館に入れられないかと考えております。以上です。

委員： それから資料購入していただくときに、雑誌何タイトルとか書いてあるのですけれども、行ってみたら、この資料はもう購入していませんみたいに出ていたりするのですけれども、どのように選んでくださっているのですか。購入を止めるとか、新しく購入するとかいうのは、何を目安に選んでくださっているのかなと思いました。

事務局： 1つは、止めるというのは、ほとんどなくて、最近の出版状況だと、どんどん休刊とか、廃刊になってしまうのです。何かがなくなったら、その代わ

りになる同じようなものをできるだけ探して、新しく入れるようにとは考えていますが、なかなか同じようなものがない場合もあって、ほかの種類のもので全体のバランスを見て、偏りが無いような形にしています。あと予算の関係もあるので、同じ分野であっても極端に価格が高くなるようにするのは、新しく入れる場合は、職員会議等でこの分野のものが近いとか、もしくはなくなってしまうたら、他の図書館から取り寄せて内容を見て探しています。

委員： ありがとうございます。以上です。

副会長： コロナを中心に防止活動についてのお話をいただきましたけど、ほかにありますでしょうか。それでは、ないようですので、続きましてその他の②「地区図書館への指定管理者制度導入の準備について」の説明をお願いいたします。

事務局： 資料2をご覧ください。地区図書館における指定管理者制度導入の準備ということで、今回初めての委員の方もおられますので、簡単に経緯からご説明をさせていただきます。

地区図書館の開館日及び開館時間につきましては、開館当初から改善を求める要望等がありまして、また実際に近隣市の状況と比較してもかなり差が認められる状況となっているため、図書館では平成28年10月から具体的な見直しの検討をしてきました。当市の実情に見合った見直しの内容の設定につきましては、図書館協議会からの答申や利用者アンケート、利用状況等を参考に、清原図書館の休館日を週2日から1日とすること、桜が丘図書館の夜間開館を週2日実施すること、祝日は開館すること、こちらの3点を見直し案として検討してきた結果、指定管理者制度を導入することによって実現できるという判断をいたしました。この検討結果につきましては、教育委員会の了承を得たあとに市長へ報告し、令和2年度から導入の準備をするよう依頼を受けています。

本日の資料は、制度導入の工程案について概要をお示しするものでありまして、今、説明をしてまいりました内容について、資料2の③の部分「市長からの制度導入に対する再依頼」の部分にあたっています。

すぐ隣のところにあります「東大和市指定管理者選定基準等検討部会の設置」につきましては、再依頼を受けまして庁内に設けた組織で、構成メンバーは資料の下の部分、記載のとおりとなります。構成の最後にある当該施設所管課長が中央図書館長という形になっています。

今、現在の状況ではありますが、工程案上の位置としては、⑤番の「条例・規則改正案、募集要項・仕様書等の検討」の段階にあります。

そして、その後の作業といたしまして、工程案のとおり進めることを予定

していますが、⑥のパブリックコメントの実施など、検討中のものも含まれておりますので、こちらの資料の取扱いにつきましては、委員限りということでお願いしたいと思っております。傍聴の方につきましては、のちほど回収をお願いしたいと思っております。以上です。

副会長： 説明が終わりました。何かご質問がありますか。

委員： 質問ということではないのですが、ここで新しく図書館協議会のメンバーが入れ替わったわけですが、前期の最後のところ、2月に、この検討結果、「地区図書館の開館日及び開館時間等の見直しについて」の検討結果がまとまったということで、今年2月でしたか、この協議会で報告があったわけですが、その後、それを受けた形で、前会長から要望書を出させていただいています。初めての方もいらっしゃると思っておりますので、5つほど要望をさせていただいていると思っております。1つは、(1) 中央図書館、地区図書館を一体的に運営し、これまでのサービスの質を落とすことがないように努めることをお願いしますという、要望しますということが1点。(2) が指定管理者導入を具体化する場合には、現場の職員を交えて検討すること。(3) 図書館の本質を理解し、将来に向けて総合的に運営ができる人材の育成を滞りなく行い、公の施設としての役割と責任を果たすこと。(4) 今後も中央図書館には、指定管理者制度を導入せず、現体制直営で運営すること。(5) 図書館協議会に対して、地区図書館を含めた図書館全体の組織・運営・サービスなどについての報告を遅滞なく行うことという、5点の要望を前図書館協議会のメンバーとして、会長名で提案をさせていただいていると思うのですが、この要望の扱いと言いましょうか、これについてのお考えと言いましょうか、その辺は前任のメンバーはいないわけですが、新しい我々は、ある意味では引き継いでいるわけですので、その辺の解釈と言いましょうか、どう理解されていて、どう考えていて、どう反映していくかということをお聞かせいただければと思います。

副会長： 前の会長から要望が出されております。これは一応我々の前委員の意向を踏まえて出されたものです。それについて5項目出されていますけれども、それをどのようにご理解いただいているか、その回答というか、お返事的なものがいただければということをお願いいたします。

事務局： ご要望としていただいております。今後の事務の進め方、あるいは図書館運営の進め方として参考にさせていただきたいと考えております。

まず図書館の質の面ですが、この辺につきましては、やはり大切なことですので、レベルを落とさない形で引き継いで行くようにしたいと考えています。2番目につきましては、今いる職員も含めてまして、図書館職員皆で考えているところであります。3番目の将来に向けた人材の育成という

ことですが、専門職の採用というのが、なかなか図書館では進んではおりません。司書の数も、今いる司書の職員は、皆ベテランになってきており、後継の職員というのは大きな課題になっていまして、職員課にも新しい司書の職員を入れて欲しいということを要望はしています。しかし、あとは異動してきた職員を育てるといところで行っていかざるを得ない状況にはなっております。そういう意味ではレファレンス室ですとかカウンターには、異動して来た職員も積極的に出て、経験を積むようにさせております。それから、4番目の中央図書館への指定管理者制度の導入の件についてですが、こちらにつきましても、現在は地区図書館ということで限定して考えておりまして、中央館につきましても、まだ言及はできない状況です。中央館を、今大規模改修しておりますが、築35年以上経っております、中央館の運営は、新しい図書館の建て替えとかも間近に迫ってきているところもあると思いますので、そういったことと合わせて考えていく必要があるのかなと考えております。ですので、今、中央のことについて詳しく言及することはできないと考えています。それから、5番目の図書館全体の組織運営についてですが、東大和の場合は地区館に指定管理者制度を導入する予定ですが、連携した運営というのは、他市の事例などを見ても可能であると考えております。現在ベテランの職員もいますので、早めに組織を整えて、相互に交流することで、東大和らしい市立図書館の運営を確立し、ご報告したいと考えております。

副会長： よろしいですか。どうぞ。

委員： この指定管理者制度が分館に導入されるということは、中央図書館は言及されないという話ありましたが、直営で行っていく、公務員が運営する図書館となりますね。ところが、分館は民間会社が運営する図書館ということになると思うのですが、やはりそこで木に竹を接ぐみたいな形になると、この一体的な運営がどうなってくるかといいますと、やはり多くの問題が出てくるのではないかと思うのです。ぜひ質を落とさないように進めていただければと思います。それと、2つの指定管理の民間会社の図書館ができるということになりますと、どうやって本を選ぶとか、どうやって本を除籍するとか、各サービスをどうやってもらうかという調整はいろいろ出てくるのだと思うのですが、そうすると中央図書館の中に、その指定管理担当と言いましょうか、分館担当と言いましょうか、そういうセクションが、今の体制プラスアルファで必要になってくると思うのですが、その辺はどう考えていらっしゃるのか。

事務局： 他市の事例では、特に指定管理担当という職員は、新たに配置されるということはないようです。近隣市なども、そういう新たな人材をつけるということはないようですので、東大和の場合もプラスで職員がつくということ

はなく、その中で対応していくことになると考えています。

委員： 私もその辺は正確にはつかめていないのですけれども、例えば23区で全部が指定管理になっているところだと、教育委員会の中に1つ図書館担当があって、各図書館に対していろいろな指示を出すという形になっていると思うのですけれども、そうするとその部分というのは、図書館の現場とは違う職員が確保されているのだと思うのです。多分、そういう仕事というのはあるのだと思うのです。来年からになるのでしょうか。分館から職員が引き上げた段階で、それで中央図書館にその分館の担当みたいなのを置かないと、上手く回っていかないのではないかと思うのですけれども。

事務局： 全館を指定管理者に請負わせた場合には、4、5人は関わる職員を置くというのが通常です。ただその置くのが、社会教育課の中に置かれるとか、置き方はそれぞれ違うのですけれども、やはり担当の職員は、数名は必要になってくると認識しています。ただし、東大和の場合は、地区館だけですので、その場合には新たに、その指定管理に関わる職員を配置するという事はないと考えています。以上です。

副会長： 分館と位置づけるのであれば、図書館は中央図書館長が分館を管理するわけですね、当然のことながら。指定管理者だから直接、職員の指示などはできませんけれども、管理下に収めなければ分館とも言えないのだらうと思います。

事務局： 委託の場合は、管理下に収める形になりますが、指定管理の場合は、基本的には館をお任せする形になります。指定管理の館長が就き、その地区館の職員も指定管理の職員になりますので、私からその地区館の職員に指示をするといったことは、委託の場合もそうなのですが、できない形になります。指定管理の館と中央の館が協議や打ち合わせを持ちながら運営していくことになります。

副会長： 職員には指示はできないけど、館の運営そのものは指定管理者に丸投げして誰も管理しないということはある得ないわけですよ。だから、当然、それ普通だったら中央というのがあれば、分館は中央図書館の下に入る。そうでなければ、教育委員会、直轄ということですが、そうすれば島委員さんが言ったように、担当がいなければ誰も担当なしということはある得ないわけです。もっと具体的に言えば、この要望のいちばん最後の5項目目に、地区図書館を含めた図書館全体の組織運営サービスなどについての報告を遅滞なく行っていただきたいという要望があります。その報告は誰が行うのですかということになると、その方が何らかの形で、中央で教育委員長直轄か、中央図書館の下に中央図書館長がその繋ぎをなささいと言われるのか、それは別として、誰かが報告をするという役割にならなければ、この報告と

いうのは直接ということはありません。

事務局： そうした連携をしっかりと保つために、定期的に報告をしていただきますし、そのことについては、条例等で定めます。そういう意味では、それが「指示に従わせる」と表現してしまっていていかどうか分かりませんが、事業の内容や行っていることについて把握し、それをモニタリングして、適切な管理運営ができているかをチェックしていきます。これにつきましては、東大和市の場合には、公共施設等マネジメント課という別の組織が入って、しっかりと見ていきますので、そういう面では、目を光らせながらの運営をしていただくという形になります。館の運営は、ある程度、指定管理者が、民間活力のノウハウなどを使って、運営していただくことに趣旨がありますので、その辺はそういう独自性も発揮していただきながら、よりよい館の運営をしていただくというような仕組みになっています。

副会長： まだ仕組みが決まっていないから誰とは言えないのかもしれませんが、誰かが繋がってなければ、それはおかしいでしょう。教育委員会とも誰とも繋がっていない。市長直轄ということもあるのですかね。

事務局： 補足ですみません。定期的に通常は館長会議というのがありまして、地区館の館長と中央の館長が集まって、運営等についても話し合いをしながら進めていくというのが、通常になっています。以上です。

委員： 1つだけよろしいですか。蔵書ですけれども、本を選ぶ選書ですけれども、選書にはどういう形を考えてらっしゃるのか。去年聞いたときには、中央館が一括で選書するという話があったのですけれども、それはまだ変わっていないという理解でよろしいですか。

事務局： まだ、確定ということではないのですけれども、基本的には、第1次選書という言い方をしているところもあるのですが、指定管理者でまずリストを作ってくださいように考えています。リストを挙げていただいて、それを参考に中央の職員で選書していくと。最終的には中央図書館で選定するというのが、一般的なやり方になっていると思います。

委員： そうしますと、指定管理者から挙がってきた第1次の候補リストがあるわけですが。誰がチェックをされるのですか。多分何百冊、何千冊の世界です。

事務局： 本の数につきましては、現在も大量の本を確認しながら、選書会議をもって行っているわけですが、その中で判断していかなければいけないと考えております。あと疑問点等がありましたら、その会議においてチェックをするという形で、全ての本にじっくり目をとおすというのは、なかなかできないと思いますが、そのような形で選定をさせていただくしかないのかなと考えています。

委員： その選書のところが1番心配をしていて、九州の図書館が指定管理になっ

て、そこが本を選んで本を購入したわけです。そこは、もちろん新刊も売っているのですけれども、別組織で古本屋も扱っているのです。それで、5年前のときにウィンドウズ‘95の本を入れているのです。パソコンのソフトのノウハウを書いた、それ15年前のものを入れているのです。それはどういうことかということ、それは定価でももちろん図書館ですから買うわけですから、どういうことかということ、古本屋ルートで買うわけです。古本屋で10年、15年前のパソコンのマニュアルなど二束三文です。値段もつくかどうかともわからないわけです。仮に100円だとしても、定価が2,000円だったら、2,000円で図書館は購入するのです。そういうのがあったわけです。そうするとどういうことかということ、それは民間ですから、どうやれば利益を上げるかというのは、当たり前で考えるわけです。そういう中で、今回も東大和であり得る話なのです。誰がどういう形でその本を選ぶかということころは、1番大きいところだと、私は思います。

事務局： そういった事例があったということは存じております。東大和の場合は図書の購入費は全て中央で管理しますので、指定管理者の選定した本についても、支払いとかの関係は全部中央でやりますので、それをもって、指定管理者がそれを企業の利益にするということは、防げるものと考えています。以上です。

副会長： 細部は、これから詰めていくのでしょ、内部でも。組織がきちんと出来上がってしまって、図面ができてしまっているわけでもないのだから、今のようなご意見もいただいて、内部で詰めていく、多分そういうことだと思います。危惧は、お伝えをしたとおりでと思います。ほかにご質問等あるでしょうか。

委員： 昨年、メンバーではないので、いろいろ話を伺っていると、これからいろいろと細部に気をつけなければいけないところとか、煮詰めて行かなければならないところ、いっぱいあるのだなと思ったのですけれども、この指定管理者制度を入れることによって、ある程度メリットが行政に対してもあるのでしょうか、やはりサービスが低下してはいけないというところは、多分ここにいらっしゃる方も聞きに来ている方も、そここのところは最低限のラインで、現行よりプラスアルファがきっとあるのだろうなという。指定管理者制度を入れることによって、時間のこと、ざっと読んだ中では、やはり夜間の時間のことのメリットとか、働き方改革の部分というのがあるのかなと思ったのですけれども、あとほかには、基本的に全くばらばらの図書館、今までのものを受け継がれないでばらばらの図書館になってしまったら困るなと思ったのですが、いろいろ中央図書館との館長会を通じて情報のやり取りをしながら、足並み揃えてある程度行っていくのだなというのをさっき伺っ

たので、ああそうなのだろうと思ったのですけれども、すみませんメリットが、元に話戻すようで申し訳ないのですけれど、そこだけ。いわゆる一般市民の方にです。

事務局： まずは、東大和市の開館日・開館時間が非常に少ないから、ここを改善しようというのが出発点になります。それを実現する方法は何かということで、今の選択肢の中では、直営か、指定管理の2本になってしまうのですが、その辺を平行して考えてきた中で、市の財政状況から、新たな人員や経費の支出は難しいという前提がありまして、開館日・開館時間を広げるのには、指定管理であれば可能という結論を出してきたところです。ですので、大きな目標としては、開館日・開館時間を広げたいというのが、最大の目標になります。また、それにプラスして、民間は行事のレパトリーや市だけで考えているよりもいろいろな情報等をお持ちということで、そういったものも活用できないかということは期待をしているところでもあります。そのような提案をしてもらいながら、東大和に取り入れられるものは、取り入れて行きたいと考えておりますが、今後、どういう形で事業者を選定するかということもありますので、「期待できる」という表現にしております。それから年々職員の配置が厳しくなってきますので、そういう意味では民間にお任せできる部分については、民間にお任せして、市の職員を引き上げて、他部署へ回すことも可能になることもメリットとして整理をさせていただいています。元々地区館は、正規職員が2人ずつと嘱託職員や臨時職員で運営している館ですので、指定管理料というのは人件費がほとんどのため、元々少ない経費の中で、どれだけサービスを求められるのかということも限界があり、開館日・開館時間を増やせるところが最大の効果であると考えています。いくらでも費用が出せるということであれば、いろいろなものを付け加えることができますが、今ある予算の中で考えますと、現在提案している内容がぎりぎりなのかと認識しています。

委員： 現状のサービスが落ちない、その支払う価格では落ちないところでは行っただけということなのですね。学校も最近、民間の塾が入ってなどいろいろあるのですけれども、ぜひ行政も刺激をいただいて、サービスアップに繋がれば、ソフト面でいいなと思います。

副会長： それでは、どうぞ。

委員： 前回、お尋ねしたことをもう1度お伺いしておきたいのですが、仕様書をお作りになるという検討の段階に現在入っていることになるわけでしょうか。指定管理者選定基準等検討部会の設置のメンバーをお示しいただいたように、当該施設所管課長ということで、中央図書館長がお入りになっているということになるわけですが、前回も、東大和の中央図書館とそれから地区

館が、あまり明文化されていないかもしれないようなレベルでのサービスも多々住民に供給しているというお話がありましたので、こうしたことをできれば吸い上げて、その仕様書に反映していただければ、ありがたいと思うのですが、その件に関しては、以前に中央図書館長がお作りいただいた図書館の全業務のリストアップというのがありまして、それもある程度利用できるのではないかと思います。例えば、ああいう形にはしづらいものとか、ああいう整理で抜け落ちていってしまうものというの、ひょっとしたらあるかもしれない。そのようなことを考えますと、例えば、これは可能かどうかかわからないのですけども、館長がその会議に出席なさっていて、それをお持ち帰りになって、現在の分館の担当者の方々にヒアリングをしたり、あるいは意見交換をするということができるとかということ。そして、もしそれができれば、細やかなサービスの引き継ぎということも、その指定管理者側が、それを受け継いでくれるかどうかわかりませんが、可能ならばそのことを提案できるという手続きを踏めるのかということ、お尋ねしたいということが1点と、もう1つは、先ほど委員がお尋ねになっていたことで、例えば、その選書会議の決定は、中央図書館がお持ちになるということで、これは指定管理者制度が仮に選定したとしても、決定を下すのは中央図書館側だということは、例えば、不適切と判断した場合には、それを拒否できるということでしょうか。もし、そうであるとするならば、このメリットというか、この制度は、中央図書館ありきの制度なので、例えば、分館を最初にその指定管理者制度に置き直しながら、次第にその中央図書館も指定管理者制度に置き直ってしまうという形の足がかりになってしまうと、これを防御することができないという問題がありますので、それを例えば、図書館協議会や、あるいはこれからの東大和市の行政が、どのように守っていくのか、考えていくのかということについて、お尋ねしたいと思います。

事務局： まず、仕様書の関係ですけれども、業務マニュアルみたいな細かなところまでは、なかなか仕様書には盛り込めませんので、そういう細かな部分につきましては、業務マニュアルみたいなもので引き継ぎをしていくというのが、現実的なのかなと考えております。それから、2点目の中央図書館で指定管理者の選定した図書を拒否できるかということですが、これは拒否できます。それから、3点目、中央図書館が指定管理になる足がかりになってしまうのではないかと危惧の件ですけれども、こちらにつきましては、実際に指定管理者を導入して行ってみないと、どんな状況になるかというのはわからないというのが1つはあります。あとは、時代の流れみたいなのも当然先々あるとは思いますが、そういったものを含めまして、ある一定の時点で、

そこにいる職員なりがもう1度考えていただくというのが、現実的なのかな。今、この段階でその先のことまでは、なかなかわからないので、今の段階では採れる一番良い方法は何かということで、取り組ませていただきたいと考えております。以上です。

副会長： ありがとうございます。ほかにあるでしょうか。どうぞ。

委員： この行程案の⑥でパブリックコメントの実施を検討中と書いてあるわけですが、このパブリックコメントは、その前の段階の5番目の募集要項であるとか、仕様書の内容について市民に意見を問うようなものになるのでしょうか。このパブリックコメントのイメージがわかりにくいので教えていただきたい。

事務局： ⑥のところでは予定していますパブリックコメントですが、現在、その策定部会で、図書館条例の一部改正案が、まとまりつつあります。まだ骨子の段階なのですが、今回そのパブリックコメントにかけたいと思っているのは、その条例案の骨子について掛けることとなります。ただし、指定管理者制度を導入する場合には、その条例に手続き的な項目とかを盛り込まなければいけませんので、その一部改正の条例案というのは、今ある図書館条例の見直しの部分と、さらに加えて指定管理者制度を導入することの条文を加えたものになります。そのことについてパブリックコメントという形で意見を求めますので、内容としては、開館日・開館時間などの見直しする内容の部分と、それに対して指定管理者制度というものをういて実現していくということに対するご意見をいただく形になると思います。今まで検討してきた中で、指定管理者制度の導入は、ある程度、前提という形でまとめられてきているところがありますので、実際には、こちらで考えている開館日・開館時間等との組み合わせの中で、何かご意見がありましたらというお願いをすることになります。他市の中では、こういう形でのパブリックコメントというのは、あまりないのかなと思います。そういう意味では、できるだけ丁寧にやりたいなというところから、今、検討している状況です。以上です。

委員： 以前に指定管理について市民に問うアンケートをしました。図書館で行った調査の結果が出ているわけですが、ああいうのを見ると、非常に注目度が高いかなと、やはり思うので、このパブリックコメントにもいろいろご意見が寄せられるのではないかなと想像しているわけなのですが、こういったものがあるのはいいことだと思うし、なるべく丁寧に行っていたければなと思いました。以上です。

副会長： そのほか、あるでしょうか。どうぞ。

委員： やはり、私、市民の目で見ると、その指定管理者にして、先ほど委員がおっしゃったように、どれくらいメリットがあるのかというのが、やはり一番

関心があって、例えば、開館時間なのですけれど、立川市は、中央図書館は夜8時まで行っていて、ほかの地区館もだいたい7時まで行っていて、月に2回しかお休みがないのですけれど、例えば、清原図書館は、週に月、火とお休みではないですか。だから、私としてはそういうところが不満だったのですけれど、もしそういうのも改善されて、それだけのメリットがあって、指定管理者の方、先ほど選書の問題とか、いろいろそういう細かいお話がありましたけれど、そういうものがあつたら、あといろいろノウハウが、今までと違う業者さんのノウハウもいただけるということで、よりサービスが良くなるのだったら、私はいいのかなと思います。

副会長： 要望でいいですね。要望ということで、今のような要望でいいですね。特にないようで。そのほか、ご質問等がないようであれば、議題（2）②「地区図書館への指定管理者制度導入の準備について」を終了といたします。

続きまして、その他③「中央図書館外壁等改修工事について」の説明をお願いします。

事務局： 今日お配りした資料③の平面図になりますが、これにつきましては、6月12日付の「中央図書館外壁等改修工事についてのお知らせ」に添付したものと同一となります。

今日、ご覧になられたと思いますが、足場を作っている時期であります。この後、外壁のタイルやモルタルの確認作業が行われて、不都合な個所は改修を行う段取りとなっております。その後、窓等のシーリングの作業を行います。また、利用者に影響があることとして、7月21日から南側の階段に足場を作りまして、シーリングの打替え、飛散防止フィルムの張替え、内部タイルの修繕を行います。それに伴い音も発生します。足場を作ることにより南側の階段が使用できなくなり、2階のレファレンス室に行く場合にはエレベーターを使用していただくこととなります。約2か月間はこの状態となります。また、2階のレファレンス室の窓についても足場を組んで工事を行います。期間は7月21日から28日の予定です。その間レファレンス室の2階部分の書架には入れなくなるため、利用者からの要望があつた場合は、職員で対応します。今のところ利用者の方に影響がある工事はこの2箇所となります。それ以外は外部での作業となります。外部の作業でタイルを剥がしたりするとき音ができる場合があります。これについては、利用者へ周知を行い、ご理解をいただいて進めていく予定であります。簡単ですが以上であります。

副会長： ありがとうございます。何か質問があればお願いします。なければ「中央図書館外壁等改修工事について」は終了します。

8. 閉会

副会長： 予定されていた議題は全て終了しました。委員の方から何かありますでしょうか。

事務局から何かありますか。

事務局： 次回の第2回図書館協議会の日程についてですが、例年では10月の末か11月上旬に開催ですので、また皆さまの予定をお聞きして決めさせていただきますと思います。

副会長： また調整をする機会がありますので、よろしくをお願いします。

では、これをもちまして第1回東大和市立図書館協議会を終了いたします。ありがとうございました。